

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。通告順により、次の質問を致します。

質問は米農家支援と対策についての質問を致します。また、3月議会にも私は、この問題を質問致しましたが、2問しまして30分という持ち時間では農業問題は、なかなか30分では語れないところがございますので、やはり1問を1時間たっぷりと質問させて頂きますので、よろしくお願ひ致します。

また、傍聴されている方も農業は関係ないとおっしゃる方もいらっしゃいますが、今年は令和の米騒動がありまして、やはり、消費者にとっても5kg4,000円を超える高い価格であり、大変苦しいんだっていう声もありますし、また、生産者側も高齢化と高騰する資材によって、米の生産する運営が、農業経営がなかなかうまく出来ないと。高齢化してますので、今後、相続出来るだろうかという大きな問題もございます。また、国も国の食の安全保障としましては30%を切っているかと思うんですが、年々、米が減産されていくと食の安全保障は守れないと。これも深刻な問題でございます。1時間、質問致しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入っていきます。米農家へ支援と対策について質問致します。

3月定例会において米農家へ支援と対策について質問し、ご答弁を頂きましたが、今回も再度質問させて頂きます。令和の米騒動、昨年の秋以降の米の供給不足が価格の高騰を招き、この影響で生活費の上昇に拍車がかかり、消費者の間では不満が広がっております。1袋5kgの国の平均価格は6月時点で約4,500円と1年前と比べて、ほぼ倍になっております。一部の学校給食での米の提供比率を減らすなどの対応が取られているほか、小売店・飲食店では、関連する商品や料理の値上げが相次いでおります。政府では備蓄米を放出し、米価格の高騰を避けるため、古々米を低価格での随意契約とした米の価格調整を導入致しましたが、米対策については、需要と供給の問題や流通価格の問題が解決された訳ではなく、ただ、一時的な策と言えるのではないかでしょうか。

次に米不足を招いた要因は、米の生産問題は、慢性的な供給過剰に直面した1970年に遡り、政府は当時、過剰米の処理に数兆円の資金を投じました。1978年までには過剰生産を抑制するため、農家に生産調整を促す施策が制度化されました。減反政策は2018年に正式に廃止されましたが、政府は現在も生産の目安を守る農家が交付金を受け取る仕組を通じて供給管理に関与しました。この目安は米の生産量を抑制し、価格下落を防ぐ役割を果たしているとされていました。結果として大半の農家が目安に従って生産する中で需給は逼迫し、米業界は急激な需要の変化に対応する余地がほとんどない状況となって来ます。米を生産する農家にとっては深刻な問題が山積し、例を取り上げますと農

業従事者の高齢化問題や後継者不足、米引渡し価格の下落、農薬肥料、資材の高騰、農業機械の高騰、近年の異常な高温障害、また、害虫の異常な発生など将来的に経営に希望が持てず、離農する農家は年々増大しております。政府の主食である米の政策は未だに具体化されておりませんが、地方自治体として独自に米農家を救済する施策についてお伺い致します。

前回答弁にあった過去には化学肥料低減を行った上で、前年度から増加したり、肥料費の何割を交付する肥料価格高騰対策事業と答弁されました。内容実態についてお伺い致します。質問1. 本町での肥料価格高騰対策事業の実績と内容は。お答え願います。

産業課長（植松 肇）

古川議員の本町での肥料価格高騰対策事業の実績と内容についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

肥料価格高騰対策事業については、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者へ肥料費上昇分の一部を支援することで、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、化学肥料の使用量の低減を進めるために令和4年度から5年度にかけて実施されたものです。

国が価格上昇分の70%を助成し、更に県が15%を上乗せして助成したため、県内の農業者の方には合計で価格上昇分の85%が助成されることになります。

この事業における本町に住所がある方への助成状況については、県からの報告によると令和4年の秋肥（令和4年6月～10月に注文、又は購入した肥料）が66件で、交付金の内訳としては、国が3,154,600円、県が673,600円、令和5年の春肥（令和4年11月～翌年5月に注文、又は購入した肥料）が94件、こちらの内訳としては、国が3,081,100円、県が656,200円となっています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問を行います。

対象はグループのみが対象であったとされていますが、個人経営の農家には肥料価格高騰対策事業は何の恩恵もなかった訳だと思いますが、個人は対象になるなんならなかったのでしょうか。今、先ほどの答弁でおっしゃったのは、農業団体を含めて個人農家が177件ですから、そのうちの補助対象は66件と94件と、そういう風に今、ご回答されました。それと令和4年から5年だけの価格高騰の予算だったんでしょうか。農業肥料は年々高騰してまして、下落をしておりません。これも継続する必要があると思われますが、いかがでしょうか。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご指摘のとおり、今回の助成事業につきましては、いわゆる農事組合法人等の団体が対象となっております。議員がご指摘にあります個人経営等のいわゆる小規模事業者については、対象外となりました。こちらにつきましては、国の施策となっておりまして我々の制度設計ではないということをお知りおき頂きまして、かつ、事業につきましては、単年度事業となっております。令和4年度からあるいは5年度にかけての1回きりの事業となっておりました。今後も肥料の高騰というものは非常に続いております。色んな機関と協議を重ねながら、要望の方を上げていきたいと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

続きまして2点目の質問に参ります。多様な農業人材認定制度について、実績はどのようにになっていますか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の多様な農業人材認定制度の実績についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

農業者の高齢化・減少、遊休農地の増加が進み、これまでの核となる担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農）だけでは農地や地域農業を維持していくことが困難な状況になってきています。

このことを踏まえ、地域農業の維持・発展を図っていくため、多様な農業人材経営計画認定制度は将来にわたって農地を利用する多様な農業人材を育成し、これらの人材が自らの目指す農業経営の実現に向けて創意工夫に基づき農業経営の改善を進め、営農継続や経営発展を支援する制度で令和6年4月から県が設置しています。

多様な農業人材経営計画の認定を受けた者は、将来にわたって農地を利用する経営体になるための育成支援を受けることが出来ます。本町では2名が認定を受け、多様な農業人材支援事業を活用し、機械導入を実施したところです。

具体的な内容としては、米の色彩選別機を導入と除草用に用いるトラクターのアタッチメントの導入で、いずれの事業も作業効率の上昇による作業時間削減を目的とし、耕作面積の拡大や地域の作業委託を受ける体制を整えるためのものです。

今後も県と連携して集落機能を維持するために、地域の話し合いを基にした担い手への農地の集積・集約化を推進します。

また、継続的な農業生産のために農業を副業的に営む経営体等の多様な農業人材を支援するとともに地域の核となる担い手の育成・支援に努めています。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今、答弁して頂いたことに対して再質問ではなく、少し意見を述べさせて頂きます。

昨日のNHKのニュースで報道されておりましたが、この農林水産省が、この春からアンケートをとりまして、各農業生産者に色々な方、団体とか色々な個人の方がいらっしゃいますが、様々な方にアンケートをしてまとめた結果が、こういう結果でございました。後継者について、この10年間に後継者がなくなりまして、耕作地が30%ほど減少すると。この中で最も減少される県のワースト1位が沖縄県です。その次に四国の徳島県、第3位が何と香川県なんです。香川県は30%近い後継者の方が不足して耕作地が30%位減るんだと。こういう風な問題を指摘されておりますので、やはり、多度津町は市町と連携しまして、香川県全体でこの後継者問題には取り組む必要が大きくあると思います。ワースト第3位という汚名を返していきたいと。これは、私からの要望ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入らせて頂きます。

農業従事者よりの要望に対し、助成した項目と各実績についてお伺い致します。

4点目の質問ですが、これも関連がございますので、一緒に質問させて頂きます。

助成の農家からの意見はありましたか、お伺いします。この2点、答弁をよろしくお願ひ致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の令和6年度の要望及び実績についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、JA多度津支店を事務局としたJA・多度津町農業振興会が設立されており、同振興会より加盟する個人農業者や営農組合などに対し、多種多様な活動費や助成金が支給されています。

具体的には、ブドウ部会やミニトマト部会などの8部会に対する助成、麦種子の購入助成、担い手育成推進助成として新規就農者や営農団体に対する助成、戦略作物助成、支部・地区活動費の負担などとなっています。

また、今年度上半期に行った要望調査の結果では、多くの方が同振興会による助成事業の継続を要望しています。その他にも昨今の営農状態を反映した新たな要望もありました。このような調査結果をJA・多度津町農業振興会と共有し、必要な支援策について適宜検討したいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の3番と4番の2点の答弁に対して再質問がございます。

まず、問題の3点目。農業従事者に対して要望と実績ですね。これは、個人経営主からの要望っていうのはどのようにされましたか。また、要望の集積法も検討されたら、どうでしょうか。これは、3点目の質問です。

4点目の答弁に対して再質問は例えば農薬は、JAで農薬販売実績が1,200万円です。助成は1割の120万円であり、増額を希望する意見がなかったでしょうか。また他にも果実や様々な要望というのがあるかと思われますが、いかがだったんでしょうか。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に回答させて頂きます。

J A・多度津町農業振興会におきまして、上半期に行いました要望調査の内容につきましては、各部会等からの要望、あるいは営農団体からの要望、それに加えましてJAの方に集荷している農家、個人経営体も含まれます。こういった方からのご回答を頂きました。ただ、個人消費をされている、いわゆる零細の農業者の方からの回答というものは含まれておりません。実際問題と致しまして多度津町の営農状態というものは、非常に零細なものとなっております。現状、農事組合法人等に加盟している農地以外に3反に満たないような個人農業者の方がたくさんいらっしゃいます。本来であれば、こういった方の声も吸い上げた上で、どのような施策が必要かということで検討を行っていく必要があるのですが、現状、それらの方に対するアンケート等は、行われておりません。議員の方からもご提案がありましたそういった方々の救済というのは、今後の多度津町の農業の永続的な発展、これに非常に寄与するところであると思っております。こういった方の声につきましても、どういった形での吸い上げが可能かということで、JAと検討させて頂きながら、今後、あらゆる形で声を吸い上げ出来るように努力をしていきたいと思っております。

また、今回の要望調査におきまして、様々なご意見がありました。堰の費用の助成もありました。あとは、農薬の一部助成という声もございました。あるいは、今後の米の生産量アップのために再生二期作の提案という形もございました。これらの意見につきましては、農業者の方からの貴重なご意見ということでJAと共有しながら今後の施策について生かしていきたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再々質問ではないんですが、ちょっと見て頂きたいことがございまして、まずは、本町の予算割合94億9,184万7,000円の中で、割合で農業費というのは、ここにあります総額が2億3,700万円で、構成比率は約2.5%です。この中で農業費の中で、それをまた細分化しますと次のような資料になってまして総額2億3,700万円のうち、農業委員会費は9.45%です。その

中で大きく比率を占めているのが、ここにブルーのところで示しましたが、これが地籍調査なんです。地籍調査が約7,300万円ありますので、これが30%。これを抜けますと約1億5,000万円位になりますて、全予算の中で1.7%か1.6%位だと思います。やはり、こういう少ない予算の中で農業資材とか、そういう助成をしていくのは大変厳しいところがございますので、やはり、国・県は手を挙げれば、色々な助成っていう制度がありますんで、これはもう積極的に進めるべきじゃないかと思っております。因みに近隣の丸亀市と善通寺市は、約1.4%から1.7%だと思って2%を超えておりません。唯一4%になっているのは、まんのう町で群を抜いております。やはり、農業に対しての力の入れ方が、まんのう町は、大変熱意が籠って4%の割合。4%の予算を作成するには相当の努力があると思いますので、産業課の課長さん、頑張って総務課の方に申し出て色々な予算をとって頂きたいと思っております。

次の質問に入ります。5点目は、令和6年度以降、新たな要望についてお伺い致します。また、要望に対しての助成は行うのか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の新たな要望とそれに対する助成についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

先ほどのご質問に対する答弁にあったとおり、今年上半期に行った要望調査において、新たな要望として農業用機械の更新補助やジャンボタニシの対策費助成に加え、再生二期作を行うために掛かる費用に対する助成などがありました。

これらの新たな要望は営農環境の変化を反映しており、作業効率の向上や作業環境の改善、米の収量増加といった今後も継続的な営農に必要なものであると感じる結果となっています。

要望に対し、JA・多度津町農業振興会と協議を行い、同振興会では従来通りの各種助成事業に加え、新たに大型特殊免許の取得に係る費用の助成を行うこととしました。

同振興会の運営補助金は農業振興基金を財源とし、拠出しています。しかし、基金の残高が減少したことや町の財政状況も依然として厳しいことから、令和7年度から同運営補助金を減額しています。同振興会の事業は、今年度の減額分については、同振興会の繰越金を充当して実施するとの報告がありました。

同振興会に対しては、今後も町として可能な限り支援を行っていきたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問というはありませんが、やはり、生産量が横ばいになっておりますので、国の方も増産という風な要望を上げております。

増産に対しては、各都道府県で条件が全く異なりますから、やはり香川県は小さく農業面積も1枚が10アールと。他県では30アールや40アールというのは、ザラにございまして、大型機械を入れても農道も広いことが挙げられております。だから、条件は大分違いますが、香川県に適した要望をよろしく取り上げて頂きたいと思います。

それでは、6点目の質問に入ります。土地改良の事業についてです。予算は今のところ横ばい状態ですが、今後、水路や設備の老朽化は進んでいきます。今後、予算要求が上がってくると思いますが、対応についてお伺い致します。

6問目の質問は、現在、予算要求は上がっているんでしょうか、お伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の土地改良事業の予算要求は上がっているかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

例年、土地改良事業として継続的に実施している樋門等の水路施設の改修事業については、多度津町土地改良区より整備計画に基づき要望されています。

これらの事業は、農業の継続に必要不可欠なものであることから、同要望の内容について精査し、適切な予算確保を行います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問致します。

土地改良事業に対しましても河川を含む施設が老朽化し、改修や修理が必要となっていますが、工事額全体の中で地元負担金というのがあります。そこで問題になるのは任意団体である水利組合において、離農とか脱会するケースが近年多く、今後の地元負担が大きな錘となる可能性があります。また反面、スマート農業や農作業の省力化などで農業機械は大型化し、その時に搬入口とか搬入路という場所、農道の狭さが課題となっております。農道の拡幅の予算が国や県に速やかに通るかは、ちょっと疑問でありますが、そこを答弁してお願いたいと思います。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

現在、土地改良事業につきましては、県単事業を含みまして地元負担金25%を徴収させて頂いております。ただし、こちらの地元負担金につきましては、かなりの数の地元から負担金の減額についてご相談を受けております。国からの指導におきましても地元負担金の低減を図る旨の指示がございました。しかしながら、財源の確保のこともございまして、今のところ、例年どおりの地元負担金で事業の方は進めております。今後、県、国とも情報交換を行いまして、

全国的な地元負担金の要望等も踏まえ、今後、検討は進めていきたいと思っております。また、議員のご指摘にございました農道の拡幅等につきましては、道が狭いために耕作放棄されている農地というのが散見されております。特に幹線道路、あるいは少し太い道路から奥まった農地、しかも狭小地、あるいは形が歪な土地というのは、大きな農業機械が搬入することが出来ません。こちらの土地に関しましてもアクセスするための農道が整備されれば、集約化に向けて大きな前進が見込まれます。県土地改良区とも緊密に連携しながら、そのような土地改良事業について何か施策がないか、補助金が取れないかということで研究の方は、今後とも進めさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

それでは、7問目と8問目、2つ同時に質問をさせて頂きます。

大型免許取得助成の中で、農業ドローンの免許取得の助成は設けていますが、お伺い致します。

8点目は、農業用ドローンの購入に対して助成の対象となるのか。対象となるのであれば、助成の比率をお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

古川議員の農業用ドローンの免許取得並びに購入に対する助成についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現時点で、本町の補助事業として大型免許やドローンの操縦資格取得に対する助成は実施しておりません。

現在、法的にはドローン操縦に免許が必要ではありませんが、安全にドローン操縦を行うことが出来る証として、国土交通省に認可されたドローン国家資格や民間資格があり、農作業においてもそれらの資格の取得が推奨されていることなど操縦資格の必要性は認識していることから、免許取得に対する助成については、関係団体と協議を行うとともに情報収集に努めています。

農業用ドローンの購入については、初期費用が80万円から300万円程度掛かるとされています。町内では、令和4年度に「香川県農畜産業等交付金（担い手確保・経営強化支援事業）」を用いて農業用ドローンを導入した事例があります。

急傾斜地等における身体的負担が多い作業や施肥・農薬散布など作業時間が長い作業にドローンを導入して作業を行うことは、時間や人員、身体的な負担の軽減が可能となり、就業者の減少や高齢化、また、作業の高効率化による収益増加が求められる農業分野には適していると考えられます。全国的には播種や作物の生育状況のモニタリングに活用している事例やAI技術との組み合わせにより肥料や農薬散布の量を解析し、自動化する試みも行われており、今後も

幅広く活用が見込まれる分野であるものと考えています。スマート農業の分野については、国も普及に向けてビジョンを策定するなど活発な動きが見られることから、動向を注視し、情報収集に努めます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

再質問致します。農業経営基盤強化促進法に定める地域計画のうち、私も調べてまいりましたが、目標地図に位置付けられたものと記載されております。これは農業振興地に限るということでしょうか。それとも農地全般という区域でしょうか。

もう一つ、植松さんが答えることを私ちょっとと言ってしまうので、大変申し訳ないんですけど、条件不利地域支援タイプというのがございまして、経営規模が小規模なものに対しても農作業の共同化や農地の利用集積の促進といった取組に必要となる共同利用機械などの導入を支援するものとして、3戸以上の農家が構成員に含まれる農業組合などが対象とされております。ですから、これが対象となるのかならないのか本町では。それをちょっとお聞きしたいと思います。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

まず、地域計画における地域の区域ですが、こちらは農振農用地以外も全て含まれます。現在、多度津町で行われております農業地域で指定されております農地が全て範囲ということになりますので、どなたもこちらの方に加入することが出来るという風にご理解頂ければと思います。また、不利益地に対する3戸以上の集団ということでお話をありました。こちらにつきましては、農事組合法人を含む営農集団が対象という風に聞いております。町内ではある程度の希望の集団であれば、財政的にも活用が可能ではないかという風に考えておりますので、今後も事業者にこういった情報提供を進めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁の3軒の農家が今から共同で農地を耕して面積を増やすと。また、農業法人をしなきゃいけないというハードルがあるんであれば、農業法人としてちゃんと記名していくべき認められるという可能性があると。私はこう判断しておりますが、よろしいでしょうか。それとドローンという機械が皆さん方、存じてる方が多いと思うんですが、農業機械で今、カメムシが今、防除の季節になっております。カメムシを防除するのに動噴作業といって作業人員が5名ほど必要になります。1人は筒先を持って、もう1人はホースの袂で稲の穂が触らないようにしまして、人員が5名ほどいらっしゃって、一反当たり、

約15分から20分位かかると思うんですが、ドローンですと約1分でドローンが防除出来ます。こういう風に作業が省力化されて非常に高齢の方でもドローンのオペレーターがおれば、何とかなるということになりますので、これは導入に対しての助成をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

質問に入る前に再生二期作という質問に入りますが、議員として、ここで再生二期作ということを提案させて頂きたいと思います。

まず、再生二期作とは、ここにご覧になったように稻刈りをしますと刈った後から約1箇月位で、またヒコバエという葉っぱが出てきます。その葉っぱが出てきて穂をつけるんですが、約2箇月位で出来て非常に穂先が短い米でありまして、それは、ヒコバエという名前がついてのとおり、食しても肥料成分が不足してますから食味も全然ありませんし、また刈取りも非常に難しく、今のコンバイン、シラス式というコンバインでは、刈り取ってもきれいに穂が刈り取れない問題でもございます。また従来式の汎用型コンバインというもので刈取りしましても非常に4割ほどが、ワと一緒に排出されまして、収穫が非常に悪くて効率が悪いんですが、再生二期作とは、どのようにやっていくのかっていうことを説明させて頂きます。

まず、再生二期作の植物のサイクルですけど、まず、田植えをして稻刈りが終わって収穫を10月から9月の後半でやりまして、約40センチほど株を高刈りしまして、その切り株に農薬と水を与えて、それで今は高温ですから、非常にヒコバエが成育しやすいので2回目の収穫が可能になると。これは肥料がありますので、成育については十分方法がつきまして、食味は、ほぼ変わらない状態です。収穫が遅れて11月前半か10月後半になると思いますが、これは米の積算温度というのが2万度で1回の刈取りを終わりますので、これは4万度の熱量です。陸作をするとすれば、必要ですが、今の高温の酷暑の日が続いておりますから、十分に4万度という熱量は確保されるものと思っております。それで余り少ない質問で申し訳ないんですが、次の再生二期作についての質問をさせて頂きます。再生二期作についての農業振興会からの要望があるとお聞きしましたが、本町でも実施に向けて検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長（植松 肇）

古川議員の再生二期作の実施についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

再生二期作は、水稻で収穫後に伸びてくるヒコバエ（二番穂）を実らせてもう一度収穫することによって1回の田植えで2回収穫することです。労力をかけず、低コストで収穫出来るため、比較的安い価格で購入したいと思う消費者だけではなく、二毛作が困難な地域で収入を確保することが出来る農家にとって

も生産性を上げる新たな選択肢と期待されるものです。

一方で長期的に見れば、耕作を連続して行うことで農地が持つ作物を育成させる能力が落ちるため、追加の肥料等が必要になることや農業機械の燃料代などコストが増える可能性も指摘されています。

この再生二期作は温暖化により稲の生育可能な期間が長くなっていることから、西日本をはじめ東日本の主産地でも広がっており、農業系新聞などの業界紙に掲載されている記事によりますと農業食料産業技術総合研究機構の調査では、全国で2025年産の栽培面積は60ヘクタール程度で前年産の約2倍に広がる見通しとのことです。

本町としては、既に導入している各地の事例を分析するとともに実態の把握が必要であると考えており、導入希望があれば関係機関と情報共有し、再生二期作の導入について県や農協とも検討を進めていきたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

再生二期作については、討論というか議論すると1時間で終わらないということになりますので、また後で詳しくお話をしたいと思うんですが、再生二期作は今、日本の国が増産体制を考えております。増産体制と言いますと休耕田を耕すということになりますが、休耕田を耕すことによって休耕田が元にはなかなか再生が戻らないために雑草だらけで植物も育たないという失敗策を私も何度か味わいました。

ですから、急に増産をするというのは非常に難しいかと思われます。また、条件の悪いところが休耕田になっておりますので、これは増産となれば、非常に課題は大きいのだと思います。また、再生二期作は田植えが1回で終わりますし、農業法人にとりましても、まず、5月は作業工程から言いますと麦刈りが始まりまして、そのあとコンバインの例で稼働と言いますと次は再生二期作は早場米ですから、早く植付けすれば8月の上旬にから中旬にコンバインで刈り取ることが出来ます。また、米と麦を併用している農家にとっては9月頃がちょうど通常の稻刈りになりますので、その稻刈りがコンバインと併用しないですから、これはコンバインにとっては、非常に有効的に使えるんじゃないかなと思っております。それから、今、植付けしているところにヒコバエをうまく収量が2倍取れるんであれば、肥料が2.5倍要っても、やっぱり考えてみる余地はあるんじゃないかなと思っています。増産体制には再生二期作が非常に有効であると思いますので、今後、さらなる実現に向けて、ご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、最後に質問させて頂きます。

農業新規参入者に対し、当初助成制度がありました、行政として他に支援策

はありますか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の農業新規参入者に対する支援策についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

新規就農者については、就農後5年以内や経営開始時の年齢が49歳以下の新規就農者向けの補助メニューが設けられています。また、その進捗状況の確認に併せて経営状況や作付状況のヒアリングを行っています。

県中讃農業改良普及センターが定期的に現地を巡回し、技術的指導を行う機会のほか、税理士による簿記記帳会や経営分析を受ける機会が設けられています。

また、農業大学校や農業試験場、農協主催の栽培に関する研修や情報交換の場も設けられており、経営発展に意欲的な農業者の支援が関係機関で実施されているところです。今後もニーズを把握し、関係機関と情報共有や連携をしながら支援を行っていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問はございませんが、要望事項がございます。

先ほどの再生二期作、非常に多度津町にとっては、実現可能なことだと思っております。それに対しまして、水の調達が従来ですと6月、それが4月になりますので、水の排水から始まって品種改良ということも課題となるかも分かりません。また、農業機材が大変非常に多くなるということで、やはり町の助成金だけでは、こういうことが成していくことは出来ません。

やはり町長、昨日も色々他の議員から質問がありましたが、やはり、中四国農政局へ伺ったり、県庁の農政課へ伺ったり、それから国へ陳情に伺ったり、是非とも農業問題も深刻な問題ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと米の価格では消費者と生産者の間には、価格において深い溝がございます。やはり消費者にとっては、安いお米を供給して頂きたいと。生産者におきましては、コストが非常にかかりますので値段を上げて欲しいということがあります、先ほど申しました生産量を再生二期作で増やしまして、それで生産量が多くなりますと農家も収入は多くなります。そして消費者に対しても安い金額で供給出来るのではないかと思いますので、こういう問題を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間が参りましたので、これで10番、古川 幸義の質問を終わります。

どうも有難うございました。